

「ためまっぷおおた」情報発信規約

令和8年7月15日8地地発第11572号

（目的）

第1条 WEB サービス「ためまっぷおおた」（以下「ためまっぷおおた」という。）による情報発信を行うにあたり、大田区（以下「区」という。）及び投稿用アカウントの取得者（以下「投稿者」という。）の留意すべき事項を明らかにし、適正に運用されることを目的とする。

（定義）

第2条 本規約において「ためまっぷおおた」とは、区内で活動する団体（以下「団体」という。）がその活動情報を自ら投稿して情報発信し、区民等が当該情報をインターネット上で無料で検索し、閲覧できるようにすることを目的とした機能を提供するWEBサービスをいう。

（投稿の責任）

第3条 投稿者は、投稿内容について一切の責任を負うものとする。
2 投稿内容により他者の権利を侵害した場合等の責任は、投稿者が負うものとする。

（投稿用アカウントの取得）

第4条 「ためまっぷおおた」に投稿しようとする団体は、ためまっぷおおた投稿用アカウント取得申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により区長に申請するものとする。
2 前項の申請書には、団体の規約若しくは会則又は活動概要のわかる書類その他区長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、次に掲げる団体に該当する場合は、この限りでない。
（1）オーちゃんネットに既に登録のある団体
（2）社会教育関係団体
（3）大田区自治会連合会に所属する団体
（4）地域包括支援センター
（5）その他区の関係団体

（投稿用アカウントの発行）

第5条 区長は、前条の申請書が提出されたときは、これを審査し、投稿用アカウントの発行を決定する。

（投稿用アカウントの管理）

第6条 投稿用アカウントを取得した団体（以下「登録団体」という。）は、投稿用アカウントのログインメールアドレスとパスワードを適切に管理する。
2 投稿用のアカウントの乗っ取り、成りすましが発生した場合には、登録団

体は、区に速やかに報告する。

（個人情報の保護）

第7条 区は、第5条の規定による団体登録の申請時に取得した次の情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適正に管理することとし、投稿者は区による個人情報の取得及び保管に同意するものとする。

- （1）投稿責任者の職、氏名、住所及び電話番号
- （2）登録メールアドレス
- （3）パスワード

2 区は、団体登録で取得した情報のうち、以下の情報をためま株式会社に提供するものとし、申請者はこれに同意するものとする。ためま株式会社は、区から提供された以下の情報を適正に管理する。

- （1）団体名（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- （2）登録メールアドレス（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）
- （3）パスワード（正当な投稿者かどうかを判断するために利用）

（投稿できる情報）

第8条 「ためまっぷおおた」に投稿できる項目は、次のとおりとする。

- （1）営利を目的としない情報
- （2）区内のイベント、行事等に関する情報
- （3）区内の社会資源に関する情報
- （4）その他区長が必要と認めた情報

2 区は、他の投稿者と投稿情報が重複している場合又は投稿の内容が誤っていると判断した場合、投稿された情報の修正又は削除をするよう投稿者に求めることができる。

（禁止事項及び投稿の削除）

第9条 登録団体は、ためまっぷおおたの利用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）公序良俗に反する行為
- （2）法令に反する行為
- （3）他の登録団体または第三者の著作権を侵害する行為
- （4）他の登録団体または第三者を誹謗中傷する行為
- （5）選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類する行為
- （6）特定の個人又は結社団体を利する目的をもって選挙又は宣伝のためにするものと認められる行為
- （7）サイトの運営を妨害する行為
- （8）その他区長が不適当と認めた行為

2 区は、投稿の内容が前項の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該投

稿を削除することができる。

(投稿用アカウントの削除)

第10条 区は、前条の規定により削除された投稿をした登録団体が管理する投稿用アカウントに対し、制限や削除をすることができる。

(サービス提供の終了)

第11条 区は、区の都合により「ためまっぷおおた」の継続的な提供が困難と判断したときは、サービスの提供を終了することができる。

2 区は、前項によりサービスの提供を終了するときは、事前に投稿者に通知するものとする。

(統計データとしての利用)

第12条 区は、投稿された情報について、統計データとして次のとおり利用の権限を有することとする。

- (1) 活動実施団体名
- (2) 活動の実施日
- (3) 活動の実施場所
- (4) その他投稿の際に提供された情報

(その他)

第13条 その他、情報の取り扱いについては、大田区情報セキュリティポリシーに準ずるものとする。

付 則

この規約は、令和8年7月15日から施行する。

別記様式

「ためまっぷおおた」投稿用アカウント取得申請書

(宛先) 大田区長

私は「ためまっぷおおた」投稿用アカウントの取得にあたり、「ためまっぷおおた」情報発信規約に同意のうえ、以下のとおり申請します。

団体名	
投稿責任者の 職・氏名、電話番号	職・氏名： 電話番号：
投稿責任者の住所	〒
アカウント登録メールアドレス	
パスワード ※半角英数字 8 文字以上	
所属している団体	☐ オーちゃんネットに既に登録のある団体 ☐ 社会教育関係団体(番号：) ☐ 大田区自治会連合会に所属する団体 ☐ 地域包括支援センター ☐ 該当なし
配信内容	
備考	